待ったなし！消費税率引き上げと消費税軽減税率制度

10月1日から実施、皆さんの準備はどうですか？

10月1日から消費税率が10％に引き上げられます。それと同時に、日本で初めて消費税軽減税率制度も導入されます。これにともなって、事業者は値札変更や会計処理の変更など、さまざまな影響が生まれることになります。そこで、特に影響が大きいポイントを選んでご紹介します。

図1　消費税率引き上げの概要

新制度「消費税軽減税率制度」

10月1日から、消費税の何が変わるのでしょうか。大づかみに言うと「消費税率が8％から10％に引き上げ」「食料品などの税率を8％とする消費税軽減税率制度が導入」の2点です。

軽減税率制度は、一定の商品やサービスについて、本来10％となるところを8％に軽減する制度です。対象となるのは、

- 生活必需品である飲食料品（食品表示法に規定する「食品」のこと）
- 週2回以上発行で定期購読される新聞

です（図1）。

軽減税率制度への対策を、フローチャートにしました（図2）。これを見て、これからやらなくてはいけないことを大づかみに理解してください。

制度導入後は事務処理も変わります

軽減税率制度の導入は、事務処理の面でもこれまでのやり方を変える必要が出てきます。自社や自店で該当品目があるかどうかを確認し、ある場合には「事務処理をどう変えなくてはいけないか」について、しっかり検討してください。

軽減税率の対象品目がある場合には、レジの買い替えや、社内の経理関係システムの項目追加、さらにはシステムそのものの変更や改修なども、視野に入れなくてはならないでしょう。

また、請求書などの書式の変更も必要です（図3）。10月1日から2023年9月30日までは「区分記載請求書等保存方式」、2023年10月1日からは「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が実施されます。

①10月1日以降は、記載されている品目が標準税率なのか軽減税率なのかを明記し、税率ごとに合計した対価の額を書かなくてはなりません。これを「区分記載請求書」といいます。

②2023年10月1日以降は「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が実施されます。「区分記載請求書」の記載項目に加え、税率ごとの消費税額と登録番号も記載する「適格請求書」への変更が不可欠になります。

免税事業者の方にとって、インボイス制度の実施は大きな問題です。適格請求書等は課税事業者のみが発行できることになってお

図2　対策フローチャート

図3　それぞれの請求書の書式

図4　請求書等の記載事項の違い

請求等		記載項目
1 現行の請求書等		請求書発行者の氏名または名称
		取引年月日
		取引内容
		対価の額
		書類の交付を受ける者の氏名または名称
2 区分記載請求書等		①軽減税率の対象品目である旨
		②税率ごとの合計した対価の額
3 適格請求書等		③登録番号
		④税率ごとの消費税額
		⑤消費税率

り、免税事業者は発行できません。ですから、免税事業者は課税事業者から取引を避けられる可能性がでてきます。これはビジネスには大きなダメージです。免税事業者は、将来的には課税事業者になることを考慮する必要があるでしょう。

請求書等の記載の違いを図4にまとめました。制度が大きく変わりますから、それを従業員に周知徹底させることも必要になります。従業員教育も、しっかりと行ってください。

事業者向けのさまざまな支援策

国は、中小企業や小規模事業者の軽減税率制度への対応を支援するため、複数税率に対応したレジや受発注システム等に導入・改修を支援する「軽減税率対策補助金」や、需要の平準化を図る「キャッシュレス・消費者還元事業」を実施しています（図5）。

■軽減税率対策補助金（レジ補助金）

複数税率に対応したレジや受発注システム・請求書管理システムの導入・改修にあたって、経費の一部を支援する補助金です。補助率は4分の3です。9月30日までに導入・修正・支払いが必要です。

■キャッシュレス・消費者還元事業

決済端末の導入や決済手数料軽減、消費者へのポイント還元等を支援する制度です。実施期間は今年10月から来年6月までです。

商工会議所でも、さまざまな支援メニューをご用意しています。今月号の折込チラシや次ページをご覧ください。

消費税の価格転嫁は必須です

消費税は、製造や卸や小売りなど、取引の各段階で課税されます。それらは価格に転嫁され、最終的には消費者が負担することになります。

もし価格転嫁ができない場合、税込の売上額は変わりませんが、税抜の売上額は減少します。つまり、自社の売上や利益が減少することになります。

対象商品すべてにきちんと価格転嫁するのが原則ですが、企業の販売戦略などさまざまな理由でそれができない場合もあるでしょう（集客のために一定商品については消費税分を据え置くなど）。その場合でも、事業全体での売上・利益の確保を忘れず、方法を検討しましょう。

※　※　※

いかがでしょうか。駆け足で概要をご説明しましたので、詳細については不明な点も多々あると思います。分からなかったり迷ったりしたら、商工会議所の窓口でご相談ください。

〈参考〉日本商工会議所「中小企業のための消費税軽減税率制度導入と消費税価格転嫁対策」

図5　国の支援策

	軽減税率対策補助金 自己負担額1/4（2019年9月30日までに導入・修正・支払が必要 飲食料品の販売が必要）			キャッシュレス・消費者還元事業（中小・小規模事業者※1の登録受付中 実施期間：2019年10月～2020年6月）		
	受発注システム（B型）	請求書システム（C型）	レジと周辺機器（A型）			
	流通段階 BtoB		小売段階 BtoC			
軽減税率対象商品の販売 有	受発注システムの改修※2 電子的な受発注システムを改修・入替	請求書システムの改修※3 税率ごとに区分して合計した税込額等を記載	複数税率レジと周辺機器の導入※4	決済金額※5 消費者へのポイント5%還元	決済手数料※6 加盟店手数料が3.25%以下に さらにその1/3を補助	決済端末※6 端末代金の自己負担額0円
無	対象外					

※1　原則として中小企業基本法上の中小企業で、課税所得が15億円以内である事業者が対象
※2　補助上限：1000万円（発注システム）、150万円（受注システム）。ハードウェアや一部パッケージ製品の自己負担額は異なる
※3　補助上限：150万円。ハードウェアや一部パッケージ製品の自己負担額は異なる
※4　3万円未満のレジの場合は自己負担額が1/5となる。タブレットは自己負担額が1/2となる 補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円。1事業者あたり上限200万円（別途、商品マスタの設定費用に対する補助あり）
※5　中小・小規模事業者は5%還元、フランチャイズ等の場合は2%還元となる。自動車や新築住宅の購入、医療・福祉や学校等の取引、高換金性の非課税取引、風営法・暴対法関連は対象外となる
※6　本制度の対象となる決済事業者を利用した場合に限られる（フランチャイズ等の事業者は対象外）

まずは、商工会議所へ

商工会議所の支援を活用して早めの準備・対策を

軽減税率制度では、消費税率が二種類（10%、8%）になることから、事業者にも影響があります。しかし、何から手を付けていいのかわからない、という方も多いのではないでしょうか。そんな事業者の皆さまに向けて、当所ではさまざまな支援メニューをご用意していますので、ぜひご活用ください。

セミナーで課題認識を

何から始めていいかわからないという方は、セミナーの受講をおすすめします。

スマホを活用したインバウンド対策セミナー

本号折り込みチラシをチェック！

【日時】
8月28日（水）
午後1時30分～3時30分
【会場】
宇都宮東武ホテルグランデ
（宇都宮市本町5-12）
【講師】
イーンスパイア㈱
代表取締役　横田秀珠氏
【内容】
◎消費税軽減税率制度、価格転嫁対策の概要
◎データから学ぶインバウンド対策とは？
◎インバウンドで不可欠な決済を完ぺきにする　など
【定員】50人
【費用】無料

まずは、セミナーを通じて自身が何に取り組むべきかを把握するきっかけにしてください。

オンデマンドセミナーでいつでも受講可能

本号折り込みチラシをチェック！

セミナーへの参加が難しい方は、インターネットによる「オンデマンドセミナー」をご活用ください。今年12月末までの期間限定ですが、消費税軽減税率に関する4つの講座が無料で何度でも受講できます。

POSレジを体験しよう

当所では、日本商工会議所と連携し、代表的なPOSレジである「Airレジ」（リクルートライフスタイル社）を事務所内に展示しています。実際に手に触れて、使って、「Airレジ」を体験してみてください。

事務所内にPOSレジ「Airレジ」（リクルートライフスタイル社）を展示しています

キャッシュレス決済対応はお早めに

キャッシュレス決済への対応もお店側が準備しなければならないポイントの一つです。

キャッシュレス・消費者還元事業説明会

本号折り込みチラシをチェック！

【日時】
8月8日（木）
午後1時30分～5時30分
【会場】
宇都宮東武ホテルグランデ
（宇都宮市本町5-12）
【内容】
◎キャッシュレス・消費者還元事業について
◎軽減税率対策補助金について
◎キャッシュレス決済事業者プレゼンテーション（6社）
◎個別相談会
【定員】50人
【費用】無料

決済事業者と直接相談できる絶好の機会です。キャッシュレス決済端末導入を検討している方はぜひご参加ください。

困ったらまず、商工会議所へ

当所では、窓口での相談だけでなく、職員による巡回指導も行っています。困ったことがありましたら、お気軽にご相談ください。

〈問合せ〉
経営支援部　☎028-637-3131